

令和7年11月 和水町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年11月10（月） 午後1時30分から午後2時16分
- 2 開催場所 和水町中央公民館 1階大会議室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである（ 11名 ）  
会 長 3番 有働憲一  
会長代理者 7番 吉永剛  
委 員 1番 猪口琢真 2番 本山鉄雄 4番 荒木豊 5番 武田祐誠  
6番 牛島宣雄 8番 古郷明子 9番 田島たまみ 10番 中山和之  
11番 石口秀明
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである（ 0名 ）
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（ 15名 ）。  
西川 茂 上田憲一 前淵慎一郎 大久保徳幸 内田克昭 小池絵里 池上洋一  
井島繁利 牛島竜一 中嶋 孝 上田岩雄 徳永博之 大塚寛治 福原栄司  
柿原 健
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（ 2名 ）。  
高木茂佳 石原裕一
- 7 日 程
  - 1 開 会
  - 2 会議成立宣言
  - 3 会長挨拶
  - 4 議事録署名委員の指名
  - 5 議 事  
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第2号 事業計画変更承認申請について（第5条許可）  
議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について
  - 6 その他
  - 7 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（ 2名）。  
事務局長 中山 寛久  
庶務係長 高木 慎一郎
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（ 1名）。  
会計年度任用職員 中嶋 康文

事務局

## 1 開 会

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めます。  
まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。  
「こんにちは。」ご着席ください。  
それでは、ただ今から、令和7年11月和水町農業委員会総会を開会します。

## 2 会議成立宣言

本日は、農業委員11名中11名が出席ですので、和水町農業委員会会議規則（以下「会議規則」といいます。）第6条に規定する定足数に達しており、本会議が成立することを宣言します。

## 3 会長挨拶

有働会長、挨拶をお願いします。

会長 有働

みなさん、改めまして「こんにちは。」  
11月になりましたが、暑い日が続いています。  
本年度の米について、収量もある程度あり価格もいいようで、生産農家にとりましては、非常に喜ばしいことだと思っています。  
暑い日が続きますが、健康管理には十分注意して毎日の生活をお過ごしください。  
本日は、11月の総会です。審議の方もよろしくをお願いします。

事務局

有働会長、どうもありがとうございました。  
会長には、「会議規則」第4条の規定により、議長と議事の進行をお願いします。

議長 有働

## 4 議事録署名委員の指名

議事に入る前に、「会議規則」第13条第2項の規定により、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、6番牛島委員と7番吉永委員をお願いします。

次に、注意事項を申し上げます。議事中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、ご意見やご質問があれば、挙手によりご発言いただきますよう併せてお願いします。

それでは、議事に入ります。

## 5 議事

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
農地法第5条の規定による農地の転用許可申請が2件提出されています。  
当事者及び土地の所在地等については、議案書の2ページにてご確認ください。  
申請書添付書類については、別添の「転用資料」で確認をお願いします。

受付番号8 貸資材置場兼駐車場（所有権移転・売買）

申請地は内田地内の山奥に位置している農地で、藤田及び内田の譲渡人から玉名市の譲受人へ、売買による所有権移転をされるもので、転用目的は、貸資材置場兼

駐車場となっています。

給排水計画につきましては、貸資材置場兼駐車場のため給水は計画されていません。雨水は自然浸透後とし、余水については南側の小川へ放流し、汚水及び生活雑排水の発生はありません。

この転用に係る許可要件に照らした結果について説明します。

まず、「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産性の低い農地」に該当するため、「第2種農地」と判断しました。

代替地の検討もされており、申請地のほかに適当な代替地がなかったものと判断されます。

次に「一般基準」について説明します。

「資金力及び信用力」については、資金計画書にて、事業費以上の資金が確保されていることを確認しています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和8年11月末までに工事完了の予定であるため問題ないものと思われま。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると妥当な面積であります。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、周辺農地への日照、通風等、影響はほとんどないと判断しました。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれはないと思われま。

次に、受付番号9について説明します。

#### 受付番号9 建売住宅（所有権移転・売買）

申請地は前原地内の農地で、福岡県久留米市の譲渡人から玉名市の譲受人へ売買されるものです。

譲受人は法人で、建売住宅建設用地へ転用することとなっており、令和7年5月28日付、農地法第5条で許可された案件の進入路等を確保するための追加申請案件となります。

給排水計画について、進入路ということで給水計画はありません。、雨水について自然浸透とし、余水については東側通路に設置する側溝に排水されます。

この転用に係る許可要件に照らした結果について説明します。

まず、「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は「おおむね300m以内に駅、インターチェンジ、役所等が存在する農地」に該当し、代替性の必要のない第3種農地と判断しました。

次に「一般基準」につきましては、前回と同様に許可要件を満たしており、問題はないと考えられます。

議案第1号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

つづきまして、受付番号8について、現地確認をしていただいた4番荒木委員の報告をお願いします。

4番荒木委員

受付番号8について、4番荒木が報告します。

10月29日午後3時半頃、私と内田推進委員、事務局2名の計4名で現地確認を行いました。

申請地は、内田地内の農地で、周辺に若干の農地はあるものの、日照、通風などの影響はないと思われま。

貸資材置場及び駐車場への転用ということですが、購入者が塗装業を営んでいるということもあり、汚水等の懸念をしているところま。

しかしながら、事業計画にて汚水や生活雑排水の放流は無いとのことであるため、許可相当であると判断しました。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

次に、受付番号9について、現地確認をしていただいた10番中山委員の報告をお願いします。

10番中山委員

受付番号9について、10番中山が報告します。

10月31日午後4時頃、私と事務局員2名の計3名で現地確認を行いました。

申請地は、前原地内の農地で、周辺には住宅地が広がっており、今回新たに取得される土地の周辺には農地はないため、日照、通風などの影響はないと感じました。

また、隣接地は事務局から説明がありましたとおり、既に転用許可が降りている土地であるため、今回の申請地についても許可相当と判断いたしました。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ただ今、議案第1号について、事務局からの説明と現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第1号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第1号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。

次に、議案第2号「事業計画変更承認願いについて」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第2号「事業計画変更申請承認について」

玉名市の法人から、農地転用事業計画の変更申請が提出されています。

この件につきましては、令和7年5月28日付、農地法第5条で許可された案件の事業計画変更申請となります。

当初の申請地は、建売住宅を建築する予定で転用として許可していたものですが、その後、この土地の南側で隣接する土地についても、売買がまとまったため、2筆の土地の上に建売住宅を建設するというものです。

議案第1号受付番号9の案件と関連しており、当初計画の目的には変更はありませんが、敷地面積の拡大及び通路の位置等の変更が生じるため、今回変更計画が提出されたものになります。

事業計画変更の内容としましては、当初の計画では宅地に侵入する際に、東側に隣接する里道を通る計画でしたが、直接町道から侵入できる様に計画変更されております。

変更後の「農地区分」「立地基準」の判断についての変更はなく、また、「一般基準」につきましても、事業計画に沿って実施されるため、従前の計画と同様に問題はないものと判断しました。

議案第2号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働 　　ただ今、事業計画変更申請承認について、事務局から説明がありました。  
議案第2号について、何か質問等はありませんか。

——— 「異議なし」の声 ———

議長 有働 　　無いようですので、採決をします。  
議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 有働 　　全員賛成です。  
議案第2号については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 有働 　　次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 　　議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）」  
農用地の利用集積等促進計画（案）について、新規の賃貸借権設定が8件、使用貸借権設定が3件提出されております。

この計画にかかる申出人及び土地の所在地等については、議案書3ページから5ページにてご確認ください。

農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「中間管理事業推進法」といいます。）」第19条の規定により、農業委員会の意見を求められた案件となります。

意見後につきましては、同法第18条第11項の規定に基づき、中間管理機構に正式な促進計画書の作成を要請することになります。

農地中間管理機構を介しての賃貸借権設定及び使用貸借権設定であり、この案件の許可要件である「中間管理事業推進法」第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合しており、設定を受ける者は、同法同条同項第2号で定める「全部効率利用要件」及び「農作業常時従事要件」に適合しています。

議案第3号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働 　　ただ今、事務局からの説明がありました。  
議案第3号について、何か質問等はありませんか。

——— 「異議なし」の声 ———

議長 有働 無いようですので、採決をします。  
議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働 全員賛成です。  
議案第3号については、原案のとおり承認することに決定しました。

以上で、本日の議案は全て終了しました。  
各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

—— 「質問なし」 ——

議長 有働 無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局 有働会長には、議長を務めていただきありがとうございました。

## 6 その他

総会資料の6ページをご覧ください。  
事務局からの事務連絡。

事務局からの連絡事項は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。  
なければ、閉会に移ります。

## 7 閉会

ご起立をお願いします。  
これをもちまして、令和7年11月和水町農業委員会総会を閉会します。  
お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 有働 憲一

署名委員 6番 牛島 宣雄

署名委員 7番 吉永 剛